

6 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 2 年 6 月 3 0 日（火） 午前 1 0 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計 5 人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、 小林教育政策課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、 伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、 垣見教育支援・相談課長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、 石原教育センター所長
開催形態	公開（傍聴人 6 人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第 1 1 号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について</p> <p>議案第 1 2 号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第 1 3 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第 1 4 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）奈良市の目指す教育について</p> <p>（2）奈良市における中高一貫教育校の設置について</p> <p>4 その他報告事項</p> <p>（1）不登校児童生徒への対応状況について</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定については、了承した。</p> <p>2 議事 議案第11号 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正については、可決した。 議案第12号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。 議案第13号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。 議案第14号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>3 協議事項 (1)「奈良市の目指す教育について」は、意見交換・協議した。 (2)「奈良市における中高一貫教育校の設置について」は、意見交換・協議した。</p> <p>4 その他報告事項 (1) 不登校児童生徒への対応状況については、報告を受けた。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教育長</p>	<p>皆さん、おはようございます。 定刻少し前ですが、お揃いですので始めさせていただきます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>本日、案件の関係者として、教育監及び教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、結構です。 それでは始めます。 事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の案件に関する資料につきましては、既に配付しいたしております資料のとおりでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから6月定例教育委員会を開会いたします。</p>

本日の議事録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。
次に、会議録の確認を行います。
令和2年5月定例委員会、5月21日開催分ですが、会議録の署名委員は、私と柳澤委員です。
柳澤委員、いかがでしょう。

柳澤委員

結構です。

教育長

はい、ありがとうございます。
では、案件に入る前に、山出哲史氏外5名の方から傍聴の申出がありました。告示しておりました定員5名を超える傍聴希望がお見えます。今回、当会場の収容人数を考慮いたしまして、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき、6名の傍聴希望者全員を傍聴者とすることに決定し、傍聴券を交付いたしましたので、ご報告申し上げます。
それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。
それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、教育長報告1件、議案4件、協議事項2件、その他報告事項1件の計8件でございます。
本日の案件は、全て公開といたします。
それでは、教育長報告から始めます。
今回の教育長報告も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する案件でございます。
それでは、教育長報告（1）「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

資料の1ページをご覧ください。
今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、社会福祉法人等が運営する民間の放課後児童健全育成事業、奈良市でいうところのバンビホームに、国の補助を活用し、補助金を交付するための要領を制定するものです。具体的には、資料12ページに、民間の社会福祉法人等が運営している3事業者、5事業所を記載いたしております。
資料5ページに戻っていただき、今回、学校の臨時休業に伴い、放課後児童健全育成事業が、通常の間よりも長い期間、子供たちの預かりをするということもございます。また、運営に伴って、様々な感染症対策のために人手や、その他にも色々な物も必要になってくるということで、それに対する補助をさせていただこうというのが、この要領の趣旨でございます。
具体的には、資料の1ページの4（1）に、メニューを書かせていただいております。まず1つ目が、特別開所に伴う実施に必要な経費で、1園当たり日額1万1,000円。2つ目に、特別開所を行うに当たって、

人材確保が必要になる場合がありますので、それに伴う補助として、1園当たり日額2万1,000円。3つ目に、特別開所を行うに当たり、支援の単位を新たに設ける。具体的にとすると、子供たちを受け入れるスペースを、もう一つ新たに確保するというようなことをされた場合には、1園当たり日額3万6,000円。それから、資料2ページの上段になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業され、日割の利用料を事業者が保護者へ返還をされる場合の経費として、日額500円の補助。最後に、それぞれの事業所が行う、子供用マスクであるとか消毒液等々、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための必要経費として、上限50万円。これらの補助金を、社会福祉法人等が営む放課後児童健全育成事業のために交付するための交付要領を制定しようとするものです。

教 育 長

放課後の児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等、民間の方に対して、新型コロナウイルス感染症による、健全育成の補助金の交付要領を定めたというものでございます。

このことについてご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この補助金をしっかり活用していただきたいと思います。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告(1)「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応による奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要領の制定について」は、了承いたします。

これで教育長報告については、終了いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

まず、議案第11号「奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について」教職員課長より説明願います。

教 職 員 課 長

資料1ページの例規制定改廃調書をご覧ください。

制定改廃の理由ですが、大きく3点ございます。

まず1点目は、組織改正に伴うものです。学校教育施設の維持管理等の事務が、教育総務課から今年度に新設されました教育施設課に移管されたことに伴いまして、職場環境の施設面を担当する総括安全衛生委員会の委員を、教育総務課長から教育施設課長に変更いたします。また、現行組織に併せまして、総括安全衛生管理者を教育部長といたします。

2点目ですが、総括安全衛生委員会の委員の任期についてでございます。学校等安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者のほとんどが人事異動・退職に伴い、毎年交代しておりますことから、任期を現行の2年から1年とさせていただきます。

3点目ですが、充て職の委員の一部の任期が、その職にある期間になっていなかったことから、そのように改正し、文言を整理させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

教 育 長

このことについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

梅 田 委 員

一部改正については、提案をいただいた議案の内容で、しっかりと進めていただければと思います。ただ、この総括安全衛生委員会の役割を考えると、第17条の委員によって構成され、第16条のとおり各学校及び給食センターに設置されている安全衛生委員会の状況等について、実態把握をした上での協議が行われる場合もあろうかと思えます。今回のコロナというようなことへの対応においては、各学校やそれぞれの立場において、教職員の普段の業務とは違った対応を必要としたことによる様々な身体的・精神的な状況についてもしっかりと把握したうえで、対応していただいていることと思えます。しかしながら、その状況をこの仕組みを持っている中でしっかりと把握した上で、それぞれの職場における労働安全衛生にも管理が行き届いた状況をつくっていくということについても、この総括安全衛生委員会も動かしながら、検討していただきたいと思えます。

教 育 長

このたびのコロナ禍においても、学校現場は非常に色々な対応をいただいております。教職員の労働安全衛生も含めて、しっかり現場でも議論いただきながら、それを吸い上げていくことで、きちっと確認をし、またそれを現場に戻して、この趣旨のとおりしっかりやるというご指摘でございました。こここのところの現状はどうなっているのでしょうか。

教 職 員 課 長

各学校に対しまして、全校で共有すべき課題等があれば、報告書を上げるように毎年通知をしております。本年度も、今おっしゃられたようなコロナの関係でありましたり、また、全校で共有すべき課題が出てくると思えますので、共有していきたいと考えております。

教 育 長

梅田委員、よろしいでしょうか。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号「奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部改正について」採決いたします。

本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

資料1 ページ、例規制定改廃調書をご覧ください。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の4月3日から5月31日までの期間、市立小中学校を臨時休業といたしました。その臨時休業に伴いまして、年度内において、学習指導要領に定める事項を履修するため、授業時数を確保する必要があり、休業日を変更して授業時数を確保するため、本規則の一部改正をしようとするものでございます。その授業時数を補う方法の一つといたしまして、今年度の夏期休業日を短縮いたします。

具体的には、4の制定改廃の概要にございますように、令和2年度における休業日の特例措置といたしまして、小学校第1、第2学年につきましては、1学期の授業を7月31日まで行い、8月1日から8月24日までを夏期休業日といたします。小学校第3学年から中学校第3学年までは、1学期の授業を8月7日まで行い、8月8日から8月24日までを夏期休業日といたします。

また、一条高等学校につきましては、県教育委員会の方針に準じまして、1学期の授業を7月31日まで行い、8月1日から8月31日までを夏期休業日といたします。

これらの変更につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度限りの緊急的な措置であることから、本規則の附則にこれらの内容を加えることとしています。

教 育 長

今、課長から説明があったとおり、今年度限りの措置として、夏期休業期間を定めるものでございます。

ご意見等ございますでしょうか。

柳 澤 委 員

高等学校は、県の高校と一致させてということですが、中学校、小学校高学年が夏休みをかなり短縮するのに、高等学校はそこまでの必要が無く、授業時数をリカバーできるという判断だと思うのですが、この辺のお考えは、いかがでしょうか。

学校教育課長

一条高校につきましては、臨時休業期間中も、コミュニケーションツールを使って授業を実施されておりました。また、今は学校を再開しておりますが、時差通学で通勤ラッシュを避けるような時間帯で登校し、7時間授業で授業時間の確保を図っております。そのため、県立高校と同じような形でも、十分授業時数はあるということでございます。

教 育 長

今ご指摘のあった授業時数の確保については、問題がないということで確認ができているということですね。

学校教育課長

はい。

教 育 長	<p>ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案第12号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案通り可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案通り可決することに決定いたしました。</p> <p>それでは次に、議案第13号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。</p>
いじめ防止生徒指導課長	<p>奈良市いじめ対策検討委員会は、奈良市のいじめ対策に資することを目的として、市内で発生したいじめ事象を取り上げ、その対応や再発防止に向けた具体的な協議をする場として、また、学校におけるいじめの防止等のための対策が実効的に実施されることを目的として、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、附属機関として設置いたしております。</p> <p>資料の2ページ、第2条をご覧ください。委員会の構成員につきましては、学識経験者、弁護士、医師、保護者組織の代表、学校代表、その他教育委員会が認める者などを基本とし、7名以内で構成するものと定めております。</p> <p>委員の任期につきましては2年とし、教育委員会が委嘱または任命するものでございます。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。今回の委員につきましては、学識経験者といたしまして、奈良女子大学教授伊藤美奈子氏を候補といたしました。伊藤氏は、昨年度まで奈良市いじめ対策検討委員会の委員長として、奈良市内で起きた様々ないじめ事象に関し、いじめ対策に資する具体的な協議を行っていただいた方でございます。</p> <p>弁護士の分野からは、井川一裕氏を候補といたしました。井川氏は、平成25年度から奈良市のいじめ問題の対策委員としてご尽力をいただいております。奈良市のいじめの取組を熟知されておられる方でございます。</p> <p>その他の候補につきましては、それぞれの団体よりご推薦をいただきました。</p>
教 育 長	<p>奈良市いじめ対策検討委員会につきましては、また後に出てきます連絡協議会との兼ね合いということが、非常に難しいのでございますが、この件について、何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
都 築 委 員	それぞれの委員の方については、弁護士、医師という専門性をお持ちで

	あつたり、保護者の立場、また学校現場の先生というメンバー構成ですが、奈良女子大学の伊藤先生については、学識経験を有するという事で、もう少し詳しく、ご専門をお聞かせいただいでよろしいでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	伊藤美奈子先生につきましては、奈良女子大学で心理面の教育を専門に講座を持っておられ、先日行われました宝塚市第三者委員会の委員も務められており、心理の面からいじめ問題についての分析等の実績をお持ちの方でございます。
都 築 委 員	具体的に色々なご経験も、たくさんお持ちの方なのですね。
いじめ防止生徒指導課長	はい、そのように認識しております。
畑 中 委 員	いじめ対策検討委員会と、後でやり取りがありますいじめ防止連絡協議会については、それぞれ組織としての役割、内容についての説明があり、この対策検討委員会は年2回開催ということです。それ以外に、日頃学校で起きているような事案を検証する組織として、以前は、学校支援検討会議というものもあったと思うのですが、そのような組織はもう無いのでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	はい。このいじめ対策検討委員会を、そういう位置づけとしており、奈良市で実際に起こった重要な事案について検討するものとして、年に2回開催いたします。場合によっては、それ以外に不定期に開催することもあるものと考えております。
教 育 長	緊急時案があった場合は、その都度開催するということですね。
いじめ防止生徒指導課長	はい。
教 育 長	ほかに、ご意見ございませんでしょうか。 無いようですので、議案第13号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続いて、議案第14号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

いじめ防止生徒指導課長

奈良市いじめ防止連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめに関する奈良市の施策の具体的な推進を図ることや、学校と地域、そして関係機関等と、いじめ問題の対応に係る連携を図ることを目的として開催するものです。

資料の2ページをご覧ください。構成員といたしましては、学校、児童相談所、弁護士、医師、奈良市管轄の警察、保護者代表、学識経験者、その他教育委員会が認める者、10名以内とし、委員の任期は2年、教育委員会が委嘱または任命するものでございます。

1ページをご覧ください。今回の委員につきましては、学識経験者として、奈良教育大学教授粕谷貴志氏を候補といたしました。粕谷氏は、昨年度まで奈良市いじめ防止連絡協議会の会長として、本市のいじめ防止の対策に携わっていただいた経験のある方でございます。

その他、学校、警察、児童相談所、弁護士、医師、保護者代表につきましては、それぞれの組織に依頼をし、候補者を推薦いただいた方々となっております。

教 育 長

このことにつきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

課長、先ほどの件も、昨年度の開催の実績というのはどんな形ですか。

いじめ防止生徒指導課長

検討委員会につきましては、昨年度、2回実施いたしました。教育委員会でも報告をさせていただきました重大事態については、2回のうちの1回において審議したところでございます。

連絡協議会につきましては、1回開催したところです。

教 育 長

ほか、特にご意見ございませんでしょうか。

いじめ問題につきましては、本当に命に関わる問題、人権に関わる問題ということですので、両委員会できちっと議論いただきまして、しっかりアンテナを高くしてやっていただきたいということも含めて、改めて指摘をしておきます。

ご意見がないようですので、第14号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、続きまして協議事項に入ります。

今月の協議事項のテーマは、「奈良市の目指す教育について」と「奈良市における中高一貫教育校の設置について」の2件です。

協議事項

- 協議事項（１）「奈良市の目指す教育について」
（２）「奈良市における中高一貫教育校の設置について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

教 育 長

次に、その他報告事項に入ります。
それでは、その他報告事項（１）「不登校児童生徒への対応状況について」教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課長

それでは、資料と併せて、不登校児童生徒への現在の対応状況について、説明させていただきます。

奈良市の不登校児童生徒は、年々増加傾向にあり、平成２９年度３４２名、平成３０年度３７７名となっており、文部科学省による全国的な統計でも同様の傾向がみられております。

不登校は、年間の累積の欠席日数が３０日以上と定義されておりますが、その要因は様々で、子どもたちだけでなく、その保護者へのケアも必要となっているのが現状でございます。学校では、実情に応じて不登校児童生徒が登校できるよう別室を設けたり、保健室を活用するなどの対応をしているところではございますが、不登校児童生徒の実態や状況が様々であるというところから、支援の選択肢を広げていくということが有効であると考えております。

このような中、一人一人の心の状況や対応に応じて、資料に提示しておりますような内容で現在進めております。

まず、学校での支援ですが、先ほど申しましたように、別室での学習の指導やケア、併せまして、今回コロナ禍でもございましたようにウェブでの学習支援、朝の会などのライブ配信なども継続して行っているところもございます。また、遠隔教育といたしまして、７月より奈良市教育委員会が提供いたします学習コンテンツを活用し、自宅での学習支援ができる、WebHOPという名称をつけ支援を行います。この学習につきましては、学校の教員がウェブや家庭訪問などでの支援に加え、センターでの支援員が、別途心のケアとしてコミュニケーションを取るようなサポートも行っていく予定です。

２つ目の教育センターでの適応指導教室につきましては、昨年度末は中学校だけで３３名の子供たちが在籍しており、グループ活動を通して人間関係を形成し、学校や社会ルールに向けて取り組んでおりました。昨年度末、それぞれの進路を見つけて、全員が選択してそれぞれの進路先へ行っている状況でございます。本年度につきましては、小学校４年生以上に対しても受入れを拡大しているところでございます。

３つ目の田原小中学校における特認校制度を活用した対応につきまし

ては、小人数の良さを生かしながら、きめ細かな対応を行うということができることから、自校にはなかなか通うことができない難しい児童生徒に関して、受入れを行っているところでございます。この場合は小学校、中学校という同じ教育課程での支援が受けられる体制となっております。

4つ目といたしまして、子どもたちの多様な学びができるよう、教室などを利用しながら活動が行える仕組みづくりを進めております。これにつきましては、社会的自立の観点から地域とも連携し、ソーシャルスキルとして自分のペースで学び、社会性を身につけることができるように取り組む施設ができるようにと、今進めているところでございます。最後になりましたが、奈良市の不登校児童生徒を教育委員会だけでなく、色々支えられる組織づくりとして、それぞれの立場、役割等相互に活用したトータル的な支援体制の基盤として、今お示しさせていただいているような、市全体での不登校や不登校傾向の児童生徒を継続的に支える仕組みづくりを計画しております。

教 育 長

このことについて、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

梅 田 委 員

不登校傾向の子どもたちといいますと、家庭から一步でも外に出ることができない子であるとか、講じる手だてが見つけにくいということが非常に大きかったと思います。そこが、例えば家庭の中においても、コロナ感染症対応としてもあったような、ウェブというものを使いながら届けることができるものが、1つの手法として出てきました。また、少しでも動くというエネルギーができれば、学校には行けなくても、別の行く場所が出来てきたりとか、学校も自分が行ける学校というのを選択することが出来るということは、様々な状況の子どもたちにとっては、非常に大きな仕組みであろうと思います。

また、最後に言われたような、育っていく途中で様々な課題を持つ段階というのも出てきますので、こういう市全体での組織づくりということを、ぜひともしっかりとしたものに固めていただければと思います。

合わせてですが、今回のコロナ感染症の1つの山を抜けたところで、やはり学習への向かい方というところにおいては、学校に行きにくいという状況も子どもによっては、出てきているのではないかと感じます。児童生徒への心のケアというアンケート結果を受け、対応の状況についても資料提供を受けましたが、そういう細やかな一人一人の状態ということにも目線を置きながら、この仕組みがうまく活用できるものと繋がっていけるような、指導なり支援なりということを、個人に対して、そして学校に対して行っていただければというように思います。

よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

今、ご指摘のあったところ、しっかりと進めていきたいと思えます。

それでは、その他報告事項（１）「不登校児童生徒への対応状況について」は、承りおき願います。

これで、本日の全ての案件は終了いたしました。何かほかにも連絡事項、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、次回定例教育委員会の日程でございますが、7月の定例教育委員会は7月21日、火曜日の開催を予定しております。どうぞよろしく願います。

これをもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。